

Press Release

香川労働局発表

平成 30 年 11 月 2 日



| 香川労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 森脇 忠臣 室長補佐 山下 昌利

> 【電話】 087-811-8924 【夜間】 087-811-8928

HP: https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

「プラチナくるみん」 認定通知書交付式を行います

担

当

かめざわのりこ

香川労働局(局長:亀澤典子)は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育ての両立を推進している**優良な子育でサポート企業**として、**医療法人社団三和会しおかぜ病** 院(多度津町)を「プラチナくるみん」認定しました。

認定企業の取組概要は資料1のとおりです。

香川労働局では、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

【「プラチナくるみん」認定通知書交付式】

日時 : 平成 30 年 11 月 9 日 (金) 14:00~

会場 : 高松サンポート合同庁舎北館 401 会議室

(高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎)

※当日、取材を行う場合は事前に雇用環境・均等室宛連絡していただくようお願いします。

資料1 三和会しおかぜ病院の取組概要

資料2 香川労働局管内「プラチナくるみん」認定企業一覧

資料3 くるみん認定 プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!

医療法人社団三和会しおかぜ病院

~平成30年10月3日認定、県内第4号~(多度津町)

労働者数:137人(うち女性95人)

業 種:医療、福祉

計画期間:平成26年11月1日~平成29年10月31日



<両立支援に関する主な取組および実績>

- ・所定外労働の免除制度は子が小学校就学始期まで利用できます。
- ・育児休業は1歳1ヶ月まで(正職員以外は1歳まで)取得可能です。
- ・子の学校行事等に利用できる育児目的休暇は年5日取得可能です。
- ・計画期間中に女性労働者9名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。
- ・計画期間中に子の看護休暇を取得した男性労働者が 2 名、育児のための短時間勤務制度を利用した男性労働者が 1 名いました。

〈働き方の見直しに資する労働条件整備等の取組〉

- ・年次有給休暇取得率85%以上を目標に掲げ、繰越分が期限切れを迎える職員への個別 通知や経営会議における取得実績の共有などを行い、目標を達成しました。
- ・病院の外来診療を予約制とし、業務ローテーション制度を導入することによって所定外 労働の削減に取り組みました。
- ・管理職手前の職階にある女性労働者を対象に、管理職に必要なマネジメントの能力等付 与のための研修の受講を勧奨しています。
- ・短時間正職員制度の対象者を拡大しました。 (制度は育児・介護、資格取得、私傷病等で利用可能。育児の場合は、子が 18 歳になるまで利用可能です。)